

裁判長認印

第 1 7 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (行ウ) 第 1 6 号
期 日	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 午 前 1 1 時 3 0 分
場 所 等	大阪地方裁判所第 7 民事部準備手続室
裁 判 長 裁 判 官	山 田 明
裁 判 官	森 田 亮
裁 判 官	湯 川 舞 子
裁 判 所 書 記 官	出 納 幸 代
出 頭 した 当 事 者 等	原告 光城敏雄
	同 光城民雄
	原告ら代理人 辻公雄
	同 井上善雄
	同 豊島達哉
	同 西川満喜
	被告代理人 寺内則雄
	補助参加人代理人 飯島敬子
指 定 期 日	平成 2 9 年 9 月 2 2 日 午 前 1 1 時 3 0 分

当 事 者 の 陳 述 等

原告ら

- 1 第 1 の 1 の 1 行 目 中 「 回 収 」 と あ る の を 「 改 修 」 と ， 同 2 行 目 末 尾 に 「 を 開 始 」 と あ る の を 「 と 株 式 会 社 」 と そ れ ぞ れ 訂 正 の 上 ， 原 告 準 備 書 面 (1 5) (平 成 2 9 年 7 月 1 8 日 付 け) 陳 述

2 立証の検討をし、必要であれば陳述書を提出する。

被告

1 準備書面（8）（平成29年7月20日付け）陳述

2 担当者の陳述書を提出する。

裁判長

当事者双方に対し、書面の提出期限を平成29年9月15日までと定める。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 出 納 幸 代

